9 自動車税 (種別割・環境性能割) ・ 交通割引など

9-1 自動車税(種別割・環境性能割)の減免







身体障がい者等の移動のために利用される自動車について一定の要件に該当する場合は、<u>千</u>葉<u>県で</u>自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の減免を行う制度を設けています。 (障がい者1名につき1台の自動車に限られています)

<u>※入院中または施設に入所している場合、減免の対象外または下記以外の条件がある場合があ</u>りますのでご注意ください。

【身体障害者手帳の交付を受けている方】

(障がいが重複されている場合、障がいごとに判断します。)

対象障がい	障がいの等級	
視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1	
聴覚障がい	2級及び3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能又は言語機能障がい	3級(喉頭摘出に	係るものに限る)
上肢不自由	1級及び2級	
下肢不自由	1 級から6級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	
心臓機能障がい	1級・3級及び4級	
じん臓機能障がい	1級・3級及び4級	
肝臓機能障がい	1級から4級までの各級	
呼吸器機能障がい	1級・3級及び4級	
膀胱・直腸・小腸機能障がい	1級・3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の	上肢機能	1級及び2級
脳病変による運動機能障がい	移動機能	1級から6級までの各級

【療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方】

	療育手帳A(Aの1、Aの2)またはAの1の方
療育手帳	[療育手帳Aの2] でかつ、 [身体障害者手帳(音声・言語・ 上肢)のいずれかが3級] の重複障がいがある方
精神障害者保健福祉手帳	1級



自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)減免申請の流れ

手帳所持者・車の所有者・運転者が 同じ場合

手帳所持者・車の所有者・運転者が 異なる場合

○ <u>生計同一証明書</u>が必要です。 〔生計同一証明書発行に必要なもの〕

- 障害者手帳
- 免許証又はマイナ免許証(マイナ免許証から出力した 免許画像を印刷した書類)
- ・ 車検証(新車購入で、新しい車検証がない場合は車庫証明 など車台番号が分かるものをご用意ください)
- 自動車検査証記録事項(電子車検証の方のみ)
- ※上記の記載住所が同一でかつ住民票とも一致していることが発行条件です。
- ※住所や車を変更した場合、改めて手続が必要です。
- ※同居のご家族以外の方が手続きされる場合、委任状が必要となります(書式の指定はございません)。

障がい者支援課または行徳支所にて「生計同一証明書」を発行します。

注)精神障害者保健福祉手帳を所持する方は、市川健康福祉センター(市川保健所)で発行します。必要書類等が異なるものがありますので<u>必ず事前にお問合せ下さい。TEL 047-377-1101</u>

〔減免申請に必要なもの〕

- · 障害者手帳
- 自動車検査証記録事項が記載された書類
- 免許証又はマイナ免許証(マイナ免許証 から出力した免許画像を印刷した書類)
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 今まで減免されていた自動車の移転又は 抹消後の証明書(買い替えの場合)

〔減免申請に必要なもの〕

- · 生計同一証明書
- · 障害者手帳
- ・ 自動車検査証記録事項が記載された書類
- ・ 免許証又はマイナ免許証(マイナ免許証から出力 した免許画像を印刷した書類)
- ・ 印鑑(朱肉を使うもの)
- ・ 今まで減免されていた自動車の移転又は 抹消後の証明書(買い替えの場合)

船橋県税事務所《厄047-433-1275》または自動車税事務所《厄043-243-2721》にて手続き

申請期限

●自動車税(種別割)

該当区分	申請期限	
①3月31日以前から自動車を所有されている方	納税通知書の納期限	
②障害者手帳等の交付を新規に受ける方	障害者手帳等の新規交付日(等級変更により新たに減	
(等級変更され新たに減免対象となる方を含む)	税対象となった日を含む)から1ヵ月以内	
③自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方	自動車の新規登録から1ヵ月以内	
④すでに減免を受けている(受けていた)自動車を	乗り換えした自動車の新規登録日又は減免を受けていた	
所有し、乗り換えされる方	自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から1ヵ月以内	
 ※④の申請者又は前減免車が4月1日以降に移転登録	(名義変更)の場合、翌年度の納期限までとなります。	

●自動車税(環境性能割)

自動車の登録の日から1ヵ月以内※期限を過ぎると減免になりません。









	900
内容	身体障がい者等が所有している車両などについて、申請要件を満たしている 場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。
対象障がい と 対象車両	 ○対象障がい P41に記載の表に該当する方が対象となります。 ○対象車両 • 身体障がい者等が所有し使用している車両 • 身体障がい者等と生計を一にする方が所有し、身体障がい者等のために使用する車両 ※担当課にて申請内容を審査したうえで減免を決定します。
必要なもの	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自動車検査証【車検証】(原本) ・軽自動車届出済証(コピー可) ・標識交付証明書(コピー可) ※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項(所有者等の情報が記載されているもの)もお持ちください ・運転される方の免許証又はマイナ免許証(マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類) ※手帳所持者本人または手帳所持者と生計を一にしている方(コピー可) ・納税通知書(原本) ・納税義務者の個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・納税義務者の本人確認書類(運転免許証など) ※減免は障がい者1名につき1台となりますので、自動車税(種別割)の減免を受けている方は軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。 ※減免の受付は納税通知書が届いてから、納期限までです。 詳しくは市民税課窓口にてご確認ください。
窓口	市民税課 TEL 047-712-8665



9-3 障害者有料道路通行料金割引





	第2種身体障害者手帳所持者	本人運転のみ可能
対 象 者	第1種身体障害者手帳所持者	へ詳 字 (本本) マナ 可 (4)
	第1種療育手帳所持者	介護者運転でも可能

【対象となる自動車の範囲】

- ・障がい者の方お1人につき、要件を満たす自動車1台を事前にご登録いただけます。
- 自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、 自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車であれば割引の対象となります。
- ETC無線通行(ノンストップ走行)で割引の適用を希望される場合は、自動車・ETCカードの 事前登録及び利用申請が必要となります。

可要が入りが行うにはいる。				
ch ** **	適用範囲			
自動車	事前申請において	事前申請において		
※条件により割引の対象外	登録できる自動車	きる自動車 登録していない自動車		
となる場合あり	本人運転•介護運転	本人運転	介護運転	
乗用自動車	0	0	0	
貨物自動車	0	0	0	
特種用途自動車	0	0	0	
二輪自動車	0	0	0	
レンタカー	×	0	0	
借用自動車	×	0	0	
介護・福祉タクシー、一般タクシー※	×	×	0	
福祉有償運送車両	×	×	0	

※ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは割引が適用されません。タクシーの予約時又は乗車する前に、利用できるか確認した上でご乗車ください。

申請に必要なもの(新規・変更・更新)

ETCを利用する場合

- 障害者手帳
- ・ 免許証又はマイナ免許証(マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類)※本人運転の場合で手帳が2種の方のみ
- 自動車検査証の原本(コピー不可)
- 自動車検査証記録事項(電子車検証の方のみ)
- 「本人名義」のETCカード

(18歳未満は保護者で可。18歳到達時に切替が必要)

・ETC車載器セットアップ証明書 (割賦契約書又はリース契約書)

ETCを利用しない場合

- 障害者手帳
- 免許証又はマイナ免許証(マイナ免許証から出力した免許 画像を印刷した書類)※本人運転の場合で手帳が2種の方のみ
- 自動車検査証の原本(コピー不可)
- 自動車検査証記録事項(電子車検証の方のみ)
- (割賦契約書又はリース契約書)

事前申請において自動車を登録しない場合

- 障害者手帳
- 免許証(本人運転の場合で手帳が2種の方のみ)

※障がい者支援課(福祉グループ)または行徳支所で申請・受付

※オンラインによる申請が導入されました。申請受付サイト http://www.expressway-discount.jp ※割引には有効期間があります。更新については有効期限の2ヶ月前から手続き可能です。

※住所・車・ETCカード等変更があった際には、改めて手続きが必要となります。







内 容	タクシー会社によっては運賃の10%割引がうけられます。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳所持者 ※精神障害者保健福祉手帳については乗車前に運転手にお問い合わせください。
利用方法	身体障害者手帳、療育手帳等をタクシー運転手に提示してください。 ※ 問い合わせ先 千葉県タクシー協会 TEL 043-307-7002







	障がいのある方がタクシーを円滑に利用できるよう、個人タクシー、法人タ		
内容			
	クシーの協力を得て事業を進めており、利用者の経済的負担の軽減を図るた		
	め、タクシー料金の一部を助成しています。		
	• 身体障害者手帳 2級以上(視覚障がい者については3級以上)		
	療育手帳 A、Aの1、Aの2及びAの1		
++ 42 +7	• 精神障害者保健福祉手帳 1級		
対象者	※以下の場合は除きます。		
	・基準となる方の市民税所得割額の合計額が16万円以上の場合		
	(本人が18歳未満の場合は、28万円以上)		
	料金の2分の1 (限度額 1,200円)		
助成額	福祉タクシー利用券の交付枚数は年間312枚です。		
	• 身体障害者手帳		
必要なもの	・療育手帳 のいずれか		
必要なもの	• 精神障害者保健福祉手帳 🜙		
	・振込先の銀行口座が確認できるもの(通帳等)		
障がい者支援課(給付グループ)			
dr. C	(以下の施設は発券のみ行っております)		
窓口	• 行徳支所 福祉課 • 大柏出張所		
	• 市川駅行政サービスセンター ・南行徳市民センター		







内 容 及 び 対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳所持者の方はバス運賃の割引対象となります。ただし、すべてのバス会社・路線で適用されるとは限りませんので各会社の窓口でご相談ください。また、市川市コミュニティバスは運賃の割引対象外となります。 以下に記するところは、京成バスの割引制度です。(都営バスも同様の制度があります)※介護者に対する割引を行っている場合もありますので、併せてご確認ください。	
種類	〇普通運賃 乗車後、運賃を支払う際、運転手に手帳を提示し、割引率に 見合う料金をお支払いください。(障がい者・児本人)	
割引率	50% (定期券は身体障害者手帳・療育手帳所持の方のみ30%割引)	
利用方法	各バス会社にお問い合わせください。	



9-7 旅客鉄道運賃の割引







身体障害者手帳または療育手帳所持者は次のとおり割引されます。

内容 及び 対 象 者

適用範囲		適用範囲 種類 割	
第 1	単独で利用する場合 (片道100kmを超える 区間に限る)	普通乗車券	5割
種障害者	介護者と共に利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 (小児定期乗車券を 除く) 回数乗車券 普通急行券	本人・介護者共に5割
第2種障害者	単独で利用する場合 (片道100kmを超える 区間に限る)	普通乗車券	5割
障害者	介護者と共に利用する場合 (12才未満の障がい児が介護者 と共に利用する場合に限る)	定期乗車券	介護者のみ 5割

利用方法

乗車券を購入する窓口に手帳を提示してください。

ただし、首都圏で第1種の方が介護者の方と共に100km未満の乗車券を購 入する場合は、小人運賃の乗車券を自動券売機で購入し、有人改札口で 手帳・乗車券を提示してください。ICカードを利用される場合は、出 場駅の有人改札口にて手帳とICカードを提示してください。

- ※ 乗車券、定期券、回数券等の券種で取り扱いが違う場合があります。
- ※ 参考(JRの場合) 身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則
- ※ 都営地下鉄、東京メトロ、京成電鉄等でも同様の割引制度がございます。 詳細については鉄道各社にお問い合わせください。
- (精)※ 精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和6年6月1日より順次割引が導入 されております。導入時期、割引率等の詳細は各鉄道会社へお問い合わせください。



9-8 国内航空運賃の割引







	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を
内容	お持ちの方とその介護者の方が定期航空路線の国内線を利用する際に運賃の
及び	割引制度があります。
対 象 者	※割引の内容は各航空会社により異なります。詳しくは各航空会社の窓口でご
	相談ください。_
利用方法	各航空会社にお問い合わせください。

9-9 駐車禁止除外措置 (男) (利) (精)







内 宓	公安委員会で標章を交付された場合、駐車禁止区域(法定禁止区域内は除く)で		
内容	も、止むを得ない場合は他の妨げにならない限り駐車することができます。		
	身体障がい者で歩行困難な方、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、重度の知		
対 象 者	的障がい者など		
	※標章の交付条件・申請方法等を <u>事前に各警察署に問い合わせてください。</u>		
窓口	• 市川地区 市川警察署交通課 TEL 047-370-0110		
	• 行徳地区 行徳警察署交通課 TEL 047-397-0110		

9-10 ちば障害者等用駐車区画利用証制度 勇知 電







1. 制度の概要

公共施設や商業施設には、障がいのある方、介護が必要な高齢者、けが人、妊産婦など歩行 が困難な方のための駐車区画(障害者等用駐車区画)が設置されています。

しかしながら、本当に必要としている方が利用できないことがあるため、千葉県及び県内市 町村が利用証を交付することにより、当該駐車区画の適正利用を図ります。一般に「パーキン グ・パーミット制度」と呼ばれ、全国的にも広がりを見せている制度です。

利用証は、当該駐車区画に駐車する際、車内のバックミラーに掛けるなどし、外から見える ように提示します。なお、利用証は有効期限なし(青色)と有効期限あり(橙色)の2種類が あり、交付対象者によって異なります。







9 自動車税(種別割・環境性能割)・交通割引など

2. 対象者及び交付窓口等

		対 象	者	交付基準	申請に必要な書類(提示のみ)	利用証の種類	交付 (担当	
身体障害者	聴 平 肢体不自由 内部	運 動 機 能障害 3障害	上肢機能	4級以上 3級以上 5級以上 6級以上 5級以上 5級以上 6級以上 4級以上	身体障害者手帳	無期限く青色> (対象者としての基準に該当しなくなるまで)	第 1 庁 舎 ワ	行(
知的障害者		の2以上の表精神障害者が		精神障害者保健福祉	文行集号: 不至点	又援課・地域に対して、ストルの関係を対して、ストルの関係を対しています。	徳 福 祉 支	
難病患者		患者	1級の者 次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者 ・特定医療費(指定難病) ・小児慢性特定疾病医療受		受給者			課 所 等 1
高齢者等		者等	介護保険の要介護状態の 区分が要介護1以上であ る者		介護保険被保険者証		援課 総) 合	階
	けが人等		行が困難で 別な配慮が	等により、歩 あるために特 必要であると 者(原則1年	的機関の証明書等	NTEXTIONS NO.	窓口	
妊産	産婦 -	単胎児	妊娠7箇月 から1年以内	〜出産予定日 内の者	母子健康手帳	有期限<橙色> (###################################	母子保健相談窓口「アイティ」(第1庁舎・行徳文所・南行徳保健センター・カ川駅南口ザタワーズト)	
		多胎児	妊娠7箇月 から3年以2	〜出産予定日 内の者		文件基準: 在证券班: 可证本		

費用	無 料 ※郵送申請の場合、返信用切手代等が必要になります。
	(窓口申請) 障がい者支援課(管理グループ)
881104	(郵送申請) 千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課
問い合せ	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
	TEL 043-223-3924









内容	市営駐輪場の定期使用料の一部を減免することが可能です。(※減免申請書 類等を提出いただく必要があります。) 減免が適用された場合、通常料金のおよそ半額が減額となります。(※1回 使用の料金の減免はありません。)	
対 象 者		
窓口	交通計画課 TEL 047-712-6342	









内容	座っていることができないためストレッチャー(寝台)を使用しないと移動困 難な方が、病院への通院、入退院又は施設へ入退所をする際に寝台タクシー を利用した場合、移送に要した費用のうち運賃について助成するものです。
対 象 者	市川市に居住している(住民登録されている)方で、 ① 身体障害者手帳 2級以上かつ下肢または体幹に障がいを有する方 ② 千葉県特定医療費(指定難病)受給者証、又は千葉県小児慢性特定疾病 医療受給者証、又は千葉県特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ③ その他、上記①、②の障害者手帳、受給者証を所持していない方で、移 送に対する医師の意見書(費用は自己負担)を提出し、市長が認めた方
助成額	<u>移送費のうち運賃の9割に相当する額</u> (限度額 15,000円)
必要なもの	 領収書の原本 (利用者氏名、運賃、利用区間、介護料、障害者割引額、ストレッチャー使用、などの記載のあるもの) 振込先の銀行口座が確認できるもの(通帳等) ①に該当の方は、所持している手帳 ②に該当の方は、所持している受給者証 ③に該当の方は、医師の意見書
窓口	障がい者支援課(給付グループ) 行徳支所 福祉課(申請書の提出のみ)









内容	下記の障がい者施設等に通所している障がい者に交通費の一部を助成します。 ・生活介護を行う事業所 ・自立訓練を行う事業所 ・就労移行支援を行う事業所 ・就労継続支援を行う事業所 ・地域活動支援センター			
対 象 者	市川市に居住し、住民基本台帳法に基づく登録をされている障がい者 ※市外から市川市内の施設等に通所している方は支給対象外です。			
助 成 額	【交通機関(電車・バス)利用】 1ヶ月分の運賃の1/2 ※交通機関による障がい者割引の対象者は、割引後の運賃の1/2 【自転車・バイク・自家用車利用】 ※自宅からの距離(直線距離)1km以上の場合 通所日数が1ヶ月に5日以上の場合は、1,000円 通所日数が1ヶ月に4日以下の場合は、1日50円×通所日数 ※施設から交通費が支給されている場合は、その金額を差し引きます。 ※1ヶ月の助成限度額は20,000円です。			
必要なもの	【新規申請】 ※申請月の翌月から該当となります。 ・振込先の銀行口座が確認できるもの(通帳等) ・定期乗車券のコピー(定期乗車券を購入している方)			
助成金の 振込時期	毎月の通所日数を、市川市から施設に確認させていただき、 7月・10月・1月・4月の月末に、前3ヶ月分の助成金を 指定口座に振込みます。			
窓口	障がい者支援課(給付グループ) ※ただし、市川市立の障がい者施設に通所している方は、各施設に お問い合わせください。			

